

## 専門委員会規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）定款第9章に基づき専門委員会に関する所管事項について定める。

### 第2条（委員の選出基準）

委員長は理事会で理事の互選で定める。

2 副委員長は1名以上3名以内とし、理事及び委員の中から理事会の議を経て選出する。

3 委員は各地区から1名選出された委員と委員長が推薦した委員を理事会の議を経て選出する。

4 第8条に定める特別委員会の選出基準には、第1項から第3項の規定は適用しない。

### 第3条（委員の定数）

各委員会の定数は、委員長、副委員長を含めて15名以内とする。

### 第4条（委員の兼務制限）

委員長、副委員長及び委員は、原則として第7条に定める専門委員会の中で、他の専門委員会の委員長、副委員長及び委員を兼務してはならない。

### 第5条（委員会の開催）

委員会は、原則として毎年1回以上開催する。

2 委員会の招集は委員長が行う。

### 第6条（委員会の義務）

委員会の活動状況については、必ず理事会に書面により報告しなければならない。

2 委員会は、理事会により付託された事項を超えて、活動することはできない。

3 委員長は、委員に委員会の議事録を作成させ委員会において保管するとともに委員が改選されたときは次期委員に引き継がなければならない。

### 第7条（専門委員会）

当法人には以下の専門委員会を置く。

#### （1）総務委員会

総務委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

①国際大会、国内大会の企画、調整、運営などに関する事項

②理事会、評議員会など諸会議に関する事項

③用品の推奨及び公認に関する事項

④他の委員会に属さない事項

#### （2）審判委員会

審判委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①公認審判員の研修、認定及び審判技術の向上に関する事項
- ②当法人主催又は共催の全国大会並びに日本リーグの審判運営に関する事項
- ③競技者必携の発行に関する事項

(3) 技術委員会

技術委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①技術の調査研究及び将来性を有する競技者の発掘・育成及びジュニア世代の技術指導に関する事項
- ②用具の研究、調査及び検定に関する事項
- ③その他、技術に関する事項

(4) 記録委員会

記録委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①公式記録員の研修、認定及び記録技術の向上に関する事項

(5) 指導者委員会

指導者委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①公認ソフトボールコーチ1及びコーチ2の講習、検定に関する事項
- ②公認ソフトボールコーチ3及びコーチ4の講習、検定に関する事項
- ③公認ソフトボールスタートコーチの講習、検定に関する事項
- ④既得指導者の研修に関する事項

2 各専門委員会の運営に必要な規程を定める場合は、理事会の決議を経て定める。

## 第8条（特別委員会）

当法人の業務遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、第7条に規定する専門委員会以外の専門委員会（以下、「特別委員会」という。）を置くことができる。

2 当法人には以下の特別委員会を置く。

(1) ルール委員会

ルール委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①ルールの制定、改定に関する事項
- ②ルールブック・ケースブックの編集に関する事項
- ③その他、ルールに関する事項

(2) リーグ委員会

リーグ委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①日本リーグの企画・運営に関する事項
- ②その他、リーグに関する事項

(3) 医事委員会

医事委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。

- ①スポーツ医学の指導、普及に関する事項
- ②健康管理、治療、リハビリテーション、健康相談に関する事項
- ③アンチ・ドーピング並びにドーピング検査に関する事項
- ④スポーツドクター研修会の企画・運営に関する事項
- ⑤スポーツドクターとトレーナーの連携と研究に関する事項

- ⑥その他、スポーツ医学に関する事項
  - (4) 国際委員会  
国際委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。
    - ①国際ソフトボール連盟、アジアソフトボール連盟との折衝に関する事項
    - ②その他、国際に関する事項
  - (5) 表彰選考委員会  
表彰選考委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。
    - ①褒章・叙勲などに関する事項
  - (6) スポーツ環境委員会  
スポーツ環境委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。
    - ①ソフトボールと環境についての啓発活動と環境保全に関する事項
  - (7) 財務委員会  
財務委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。
    - ①財務委員会は理事会の議決に基づき、当法人の収支予算書、決算書の作成など財政に関する事項
  - (8) 倫理・コンプライアンス委員会  
倫理・コンプライアンス委員会は理事会の議決に基づき、次の事項の処理にあたる。
    - ①倫理規程等の整備に関すること
    - ②法令等の遵守及び社会規範意識の啓発活動及び処分に関すること
    - ③コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検
    - ④その他、委員会の目的を達成するために必要なこと
  - (9) アスリート委員会  
アスリート委員会は理事会の決議に基づき、次の事項の処理にあたる。
    - ①競技者の活動環境に関すること
    - ②競技の普及、発展に関すること
    - ③社会や国際交流における競技者の役割に関すること
    - ④その他、委員会の目的を達成するために必要なこと
- 3 各特別委員会の運営に必要な規程を定める場合は、理事会の決議を経て定める。

#### 第9条（定年制）

委員は、委員就任時その年齢が70歳未満でなければならない。

#### 第10条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### 改訂履歴

平成16年5月12日一部改正

平成 16 年 11 月 28 日一部改正（定年制）第 9 条挿入

平成 18 年 11 月 23 日一部改正（小学生委員会）第 8 条挿入

平成 20 年 3 月 16 日一部改正（小学生委員会）第 8 条から第 7 条へ  
（表彰選考委員会）（スポーツ環境委員会）第 8 条挿入

平成 26 年 8 月 27 日一部改正

平成 26 年 11 月 23 日一部改正 第 8 条第 2 項第 8 号を追加

平成 28 年 11 月 20 日一部改正 第 8 条第 2 項第 9 号を追加

令和 4 年 5 月 19 日一部改正 第 7 条第 3 号①の一部条文の追加

第 7 条第 5 号①②③の一部条文の変更

第 8 条第 8 号の名称の変更および条文の追加